官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令（環境五）　二
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府九）　二
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委七）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働一）
〔その他告示〕
○独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（内閣府一〇）　三
○市の境界変更の件（総務七五）
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学四四）
○保安林の指定をする件　四
（農林水産三六一、三六二）
○保安林の指定を解除する件
（同三六三～三六八）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件
（同三六九～三七二）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通三六七）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（同三六八、三六九）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三七〇）
○直轄砂防工事が終了した件
（同三七一）
○水先人に免許を与えた件（同三七二）　七
○道路に関する件
（関東地方整備局六七～七一）
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局五～七）　八
○道路に関する件
（中部地方整備局一九～二一）
○道路に関する件
（中国地方整備局二一）
〔国会事項〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
（沖縄総合事務局最低賃金公示二）　八
除籍の一部が滅失した件
（法務省告示配四五）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同四六）
日本国に帰化を許可する件（同四七）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○環境省令第五号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

環境大臣　石原　宏高

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

「西濃運輸株式会社」を「西濃運輸株式会社　日本航空株式会社　全日本空輸株式会社」に改める。

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	
路線名	区間
［略］	
鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで	

改正前	
［同上］	
路線名	区間
［同上］	
鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで	

改正後	
鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで	九号
出雲市から大田市まで	
江津市から浜田市後野町まで	
浜田市下府町から益田市まで	
［略］	
飯田市山本から同市上久堅まで	四百七十四号
浜松市天竜区から同市浜名区まで	
［略］	
［一～四　略］	
備考　表中［　］の記載は注記である。	

改正前	
鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで	九号
出雲市から大田市まで	
江津市から浜田市後野町まで	
浜田市下府町から同市三隅町まで	
［同上］	
飯田市山本から同市上久堅まで	四百七十四号
新城市から浜松市まで	
［同上］	
［一～四　同上］	

附　則

この告示は、令和八年三月十四日から施行する。ただし、第一号の表九号の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

○こども家庭庁厚生労働省告示第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項、第三十条第三項及び附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十三日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後
別表
介護給付費等単位数表
第１～第14　（略）
第14の２　就労定着支援
１　就労定着支援サービス費（１月につき）
(1)～(7)　（略）
注１～９　（略）

改正前
別表
介護給付費等単位数表
第１～第14　（略）
第14の２　就労定着支援
１　就労定着支援サービス費（１月につき）
(1)～(7)　（略）
注１～９　（略）

10　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている訪問型職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第３項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この注10において同じ。）が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、援助等（同条第１項第１号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成、同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成、同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認、同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認、同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助及び同号ヘに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、同号ニに規定する認定事業主の企業在籍型職場適応援助者（同条第４項に規定する企業在籍型職場適応援助者をいう。）とともに行う上級職場適応援助者（同号ヘに規定する上級職場適応援助者をいう。）による援助をいう。以下この注10において同じ。）を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11　（略）

２～７　（略）

第14の３・第15　（略）

10　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11　（略）

２～７　（略）

第14の３・第15　（略）

その他告示

○内閣府告示第十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第七十五号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県横手市と大仙市との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月十三日

総務大臣　林　芳正

横手市に編入する区域

大仙市内小友字下田谷地七五の一の一部、七六の一部、八〇の一の一部、八〇の二の一部、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八三、八四の一、八四の二、八六の一、八八の一の一部、字九十九沢五八から六〇まで、一九八の一、一九九の一、二〇四、二〇五の一、二〇六の一、二〇六の四、二〇七の二、二〇七の四、字板井田境二二の一の一部、二三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

大仙市に編入する区域
　横手市大森町板井田字中谷地三の一の一部、字三川尻一の一、三、四の一、六の一、八の一の一部、八の三の一部、八の五、九の一、一〇の一、一一の一部、一二、一五の一の一部、一六、一六の一、一八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中谷地七七の一、七七の二、七八の一、七九の一、八〇の一、八〇の二、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、一〇三の一、一〇四、一〇五に隣接する水路である公有地の全部、八六の一の地先の水路である公有地の全部

○文部科学省告示第四十四号

　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

　令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

特定非営利活動法人職業教育評価機構

事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木一丁目五十八番一号石山ビル六階
変更後	東京都中野区東中野四丁目十九番八号フォーカルビル2

○農林水産省告示第三百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高知市土佐山高川字川奈路三三八の三、字菊渡瀬三五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字川奈路三三八の三・字菊渡瀬三五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字大内五四〇三の二、五四〇四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県寒河江市大字幸生字岩井沢七〇九の四から七〇九の六まで、七〇九の九、七〇九の一〇、一五三九の七から一五三九の九まで、一五四一の四から一五四一の六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府木津川市加茂町大野岩谷二二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区鞍馬本町六七四の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町上齋原字宮ケ谷二一五二の九三（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十九号

　種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

　なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年九月二十九日に消滅したものとみなされる。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31247号

2　登録年月日　令和７年９月29日

3　農林水産植物の種類

Plectranthus scutellarioides (L.) R. Br.

4　登録品種の名称　UJ08

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4

1　登録番号　第31259号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORCUT0275
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第31260号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　TANPRIMACAI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Rosen Tantau KG
Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany

1　登録番号　第31264号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　IPK257215
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第31274号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ARCANBLO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
A.R.B.A. B.V.
Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第31275号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ARFAIRTA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
A.R.B.A. B.V.
Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第31276号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　青山フラワーマーケットナンバー７ソレーユ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社パーク・コーポレーション
東京都港区南青山五丁目６番26号７階

1　登録番号　第31277号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SCH84585
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Piet Schreurs Holding B.V.
Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第31280号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORCUT0481
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第31281号
2　登録年月日　令和７年９月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEICONBI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第三百七十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年十月三十日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31386号
2　登録年月日　令和７年10月30日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM173
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第三百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年十一月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31452号
2　登録年月日　令和７年11月19日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　TEXLE2113
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第31453号
2　登録年月日　令和７年11月19日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　TEXLE205511
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○農林水産省告示第三百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年一月八日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31491号
2　登録年月日　令和８年１月８日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM179
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第31493号
2　登録年月日　令和８年１月８日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TEXTM221
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○国土交通省告示第三百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沢口沢

二　砂防法第二条の土地の表示
群馬県藤岡市高山の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°11′44.4367″	139°01′35.6511″
2	36°11′44.1665″	139°01′33.7926″

3	36° 11′ 43.4441″	139° 01′ 33.2538″
4	36° 11′ 42.9997″	139° 01′ 32.6941″
5	36° 11′ 43.3039″	139° 01′ 32.1856″
6	36° 11′ 44.3916″	139° 01′ 32.4556″
7	36° 11′ 46.6728″	139° 01′ 37.4009″
8	36° 11′ 46.0591″	139° 01′ 38.2342″
9	36° 11′ 45.4215″	139° 01′ 37.6004″

○国土交通省告示第三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弓沢川（立堀沢）

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士宮市粟倉の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線、三点と四点を平成二十五年国土交通省告示第千三百二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、四点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 16′ 12.8797″	138° 41′ 09.4192″
2	35° 16′ 15.4458″	138° 41′ 08.6767″
3	35° 16′ 19.3138″	138° 41′ 18.5032″
4	35° 16′ 23.8629″	138° 41′ 29.6565″
5	35° 16′ 23.6663″	138° 41′ 30.0636″
6	35° 16′ 21.9391″	138° 41′ 27.1696″
7	35° 16′ 16.5847″	138° 41′ 23.8241″
8	35° 16′ 09.6815″	138° 41′ 13.4569″
9	35° 16′ 09.8948″	138° 41′ 11.7301″

○国土交通省告示第三百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

的石川一右支渓流

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇市的石の区域内の土地のうち、次の一点から五十九点までを順次結んだ線及び一点と五十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 56′ 08.9434″	130° 59′ 15.4489″
2	32° 56′ 08.3792″	130° 59′ 15.2031″
3	32° 56′ 08.0288″	130° 59′ 14.6196″
4	32° 56′ 08.1128″	130° 59′ 14.3901″
5	32° 56′ 08.7751″	130° 59′ 14.0001″
6	32° 56′ 09.1295″	130° 59′ 12.8118″
7	32° 56′ 09.4139″	130° 59′ 11.4432″
8	32° 56′ 10.0507″	130° 59′ 11.4685″
9	32° 56′ 10.2967″	130° 59′ 11.6275″
10	32° 56′ 10.3235″	130° 59′ 11.1560″
11	32° 56′ 10.2848″	130° 59′ 10.8443″
12	32° 56′ 10.2842″	130° 59′ 10.7988″
13	32° 56′ 10.2861″	130° 59′ 10.7084″
14	32° 56′ 10.4860″	130° 59′ 10.3370″
15	32° 56′ 10.7613″	130° 59′ 10.6641″
16	32° 56′ 11.0321″	130° 59′ 11.0474″
17	32° 56′ 11.0807″	130° 59′ 11.3005″
18	32° 56′ 10.7710″	130° 59′ 11.7751″
19	32° 56′ 10.9644″	130° 59′ 12.4561″
20	32° 56′ 10.9180″	130° 59′ 13.2681″
21	32° 56′ 11.0255″	130° 59′ 14.0275″
22	32° 56′ 11.2657″	130° 59′ 14.0968″
23	32° 56′ 11.0505″	130° 59′ 14.5300″
24	32° 56′ 11.3796″	130° 59′ 15.6024″
25	32° 56′ 11.3165″	130° 59′ 15.9929″
26	32° 56′ 10.9694″	130° 59′ 16.5930″
27	32° 56′ 10.4827″	130° 59′ 16.9421″
28	32° 56′ 10.0225″	130° 59′ 17.1680″
29	32° 56′ 09.7637″	130° 59′ 17.0719″
30	32° 56′ 09.5380″	130° 59′ 16.8292″
31	32° 56′ 09.0126″	130° 59′ 17.1069″
32	32° 56′ 08.3670″	130° 59′ 17.2604″
33	32° 56′ 08.3064″	130° 59′ 17.3395″
34	32° 56′ 08.2635″	130° 59′ 17.8493″
35	32° 56′ 08.0741″	130° 59′ 18.1560″
36	32° 56′ 07.1825″	130° 59′ 19.0564″
37	32° 56′ 06.9160″	130° 59′ 19.1380″
38	32° 56′ 06.7980″	130° 59′ 19.2973″
39	32° 56′ 06.6027″	130° 59′ 19.7001″
40	32° 56′ 06.3995″	130° 59′ 20.1644″
41	32° 56′ 06.0730″	130° 59′ 20.5383″
42	32° 56′ 05.9440″	130° 59′ 20.7084″
43	32° 56′ 05.8909″	130° 59′ 20.7784″
44	32° 56′ 05.7996″	130° 59′ 20.6757″
45	32° 56′ 05.6717″	130° 59′ 20.5111″
46	32° 56′ 05.5189″	130° 59′ 20.4988″
47	32° 56′ 05.2027″	130° 59′ 20.2574″
48	32° 56′ 05.6081″	130° 59′ 19.8947″
49	32° 56′ 06.1521″	130° 59′ 19.7005″
50	32° 56′ 06.4370″	130° 59′ 19.0549″
51	32° 56′ 07.0372″	130° 59′ 18.6429″
52	32° 56′ 07.2674″	130° 59′ 18.5464″
53	32° 56′ 07.4603″	130° 59′ 18.0971″
54	32° 56′ 07.8169″	130° 59′ 17.6377″
55	32° 56′ 07.8515″	130° 59′ 17.5907″
56	32° 56′ 08.0223″	130° 59′ 17.3591″
57	32° 56′ 08.6229″	130° 59′ 16.1381″
58	32° 56′ 08.6580″	130° 59′ 16.0666″
59	32° 56′ 08.8454″	130° 59′ 15.6857″

○国土交通省告示第三百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

的石川一右支渓流

二　砂防法第二条の土地の表示

令和四年国土交通省告示第九百七十四号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第三百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　的石川一右支渓流

令和四年国土交通省告示第九百七十四号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第三百七十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二五一五号	中村　聡	福岡県	令和八年二月二十五日	伊勢三河湾水先区
第二五一六号	西川周太郎	三重県	令和八年二月二十五日	伊勢三河湾水先区

○関東地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市白井字北中道二三八四番一まで	前	A　二〇・二七～一一四・六五メートル B　一七・四二～三六・〇六 C　二五・六九～一〇九・一〇 後 A　二〇・二七～一一四・六五 B　一七・四二～三六・〇六 C・D　七・七六～一〇九・一〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		四・一三三キロメートル 〇・九五八 一・八〇六 四・一三三 〇・九五八 一・八三二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　渋川市渋川字上ノ原二九七八番一地先から同市金井字下新田一六五五番三まで　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十四日

○関東地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六一番五地先から同町勝山字宮ノ裏三六二番一まで	前	八・〇〇～八・二六メートル 〇・〇〇一キロメートル
	後	八・二六～九・五五 〇・〇〇一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百二十七号　千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六一番五地先から同町勝山字宮ノ裏三六四番六まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十三日

○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　市原市大和田字三島一九〇番地先から同市大和田字緑岡三六七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十三日

○北陸地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年北陸地方整備局告示第三十六号小矢部都市計画道路事業

三・四・二十四号寄島西中野線

三　事業施行期間　自令和三年七月三十日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年北陸地方整備局告示第四十三号富山高岡広域都市計画道路事業三・六・二百四十三号駅前出町線

三　事業施行期間　自平成三十年四月十一日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年北陸地方整備局告示第十五号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十三号東岩瀬線

三　事業施行期間　自令和三年三月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平三二番四から新城市名号字大六一番二まで　前　一二・五〇～一三四・七〇（メートル）　七・四五一（キロメートル）

後　一一・〇五～一一六・五一　七・四五一

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十四号　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名号字杉本一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十四日十五時

○中部地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長（キロメートル）

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名号字杉本一六番一まで　一一・〇五～一一五・八七（メートル）　七・一〇〇（キロメートル）

(四)　指定する期日　令和八年三月十四日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号及び四百二十九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

津山市一方字ビワガ淵六三〇番二から同市一方字水門下三六七番一まで　前　八・五〇～二一・九三（メートル）　〇・〇五〇（キロメートル）

後　九・九六～二六・三六　〇・〇五〇

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

参議院

議案受領（予備審査）

三月十一日衆議院から次の議案が送付された。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）（衆第三号）

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第四号）

質問主意書転送

三月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六号）

提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七号）

社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八号）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チリ大統領ホセ・アントニオ・カスト・リスト閣下の大統領就任につき、三月十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）及び沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月13日

内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成

1．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「278,750円」に、「251,500円」を「262,300円」に、「209,350円」を「220,150円」に、「200,050円」を「210,850円」に改める。

2．沖縄海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,750円」を「273,750円」に、「201,900円」を「210,900円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月12日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

再生手続による債権者集会招集

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、この合併については令和八年三月一日付で北海道知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

北海道苫小牧市若草町五丁目一〇番

（甲）医療法人社団嵩仁会

理事長　内野　順治

札幌市手稲区星置一条四丁目二番一〇号

（乙）医療法人社団展望会

理事長　内野　順治

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.pickleball-japan.org

（乙）https://japanpickleball.org

令和八年三月十三日

東京都渋谷区広尾四丁目一番一五号―一四〇四

（甲）一般財団法人ピックルボール日本連盟　代表理事　林　裕子

東京都台東区浅草橋三丁目二七番一四号

（乙）一般社団法人日本ピックルボール協会　代表理事　谷口　陽子

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タカラレーベン（乙、住所東京都千代田区丸の内一丁目八番二号）の株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックの管理等の事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.leben.co.jp/

令和八年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社

代表取締役　島田　和一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル及び旅館の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　一一九頁（号外第三十五号）

令和八年三月十三日

三重県三重郡菰野町大字千草七〇九三番地

（甲）株式会社希望荘

代表取締役　望月　智広

三重県三重郡菰野町大字千草七〇九四番地

（乙）株式会社希望荘

代表取締役　望月　智広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｈｏｍｅ　Ｂｕｉｌｄ　縁（新住所北海道旭川市永山四条十一丁目二番一三号）とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

北海道旭川市神楽岡十六条四丁目二番一九号

合同会社リフォームサポート縁

代表社員　長澤　知幸

組織変更公告

当農事組合法人は、令和八年二月十六日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月十三日

宮城県登米市米山町中津山字潟四七三番地一

農事組合法人六軒農産

理事　鈴木　正孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

千葉県船橋市宮本七―二〇―一三

合同会社ＴＡＳＵＫＩ

代表社員　青木　孝之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一九番三―四一二号

ＴＡＰＩＴ合同会社

代表社員　住瀬　悟史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都中野区本町五―二九―五三田新中野コーポ二〇三

合同会社Invictus PIC

代表社員　野村　未来

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都港区白金一―二―一白金ザスカイＥ一九一八

合同会社ＬＤ

代表社員　秋山陽太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都日野市東平山三丁目一八番地の五二

合同会社清幸プロパティ

代表社員　清元　太地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目二九番一一号六〇二号室

ピースキャピタルデザイン合同会社

代表社員　向田　恭平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社逆旅とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社逆旅出版

代表社員　中馬左麟乃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都中央区銀座六丁目四番八号

合同会社シティライツ

代表社員　宋　宏昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

山梨県上野原市上野原二一一七番地一二

合同会社バルミジュール

代表社員　青山　準

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

長野県松本市渚二丁目一番二九号

合同会社ファインリーフ

代表社員　中嶋　洋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＰＡＴＨＯＳ　ｓｏｌｕｔｉｏｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

名古屋市瑞穂区田辺通五丁目一五番地グランドハイツ瑞穂公園一〇一号

ＰＡＴＨＯＳ　ｓｏｌｕｔｉｏｎ合同会社

代表社員　伊藤久美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

大阪府泉大津市東雲町七番二八―三号

ＵＢＵＳＵＮＡ合同会社

代表社員　安田　英康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

熊本県熊本市北区植木町一木一八八―一四

合同会社エントランド

代表社員　前田　倫正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、組織変更後の商号は、ＴＭ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

大分県臼杵市大字佐志生一三七〇番地

ＴＭモバイル合同会社

代表社員　赤嶺　多聞

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月五日

掲載頁　五十九頁（号外第四十五号）

令和八年三月十三日

東京都台東区台東四丁目一一番四号

三井住友銀行御徒町ビル六階

株式会社アイティープロデュース

代表取締役　糸原　賢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日

東京都荒川区荒川八丁目四番一号

合同会社秋元興産

代表社員　秋元　雅好

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十三日

東京都小平市花小金井一丁目六番一三号

有限会社角萬酒店

代表取締役　遠藤　敏夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十三日

東京都江戸川区北葛西二丁目二六番二七号

有限会社山本鉄工

代表取締役　山本　一徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

有限会社クロワ・ド・リリー

取締役　神崎健大朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億三百五十三万九千七百六十六円減少し、金一千万円とすることにいたしました。また、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月三十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://e-arly.works/

令和八年三月十三日

東京都台東区上野五丁目七番一一号

株式会社Perpetuals.com

代表取締役　小林　聖

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十三日

岡山県備前市三石一三八五番地の一

有限会社オフィスネットワーク

代表取締役　道廣　和男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億七百二十五万二千二百九十四円、資本準備金の額を一億千六百七十五万二千二百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　一二二頁（号外第四十七号）

令和八年三月十三日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五ＦＣＩＲＣＬＥ

株式会社ｍａｉｒｕ　ｔｅｃｈ

代表取締役　大村　慧

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十四億五千五百万円、資本準備金の額を二百二十四億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　五十九頁（号外第二六三号）

令和八年三月十三日

岐阜県大垣市久徳町一〇〇番地

株式会社ＣＯＲＥ

代表取締役　小川　哲史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月十三日

宮城県仙台市若林区卸町五丁目三―五

株式会社ホンダカーズ宮城北

代表取締役　松田倹次朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年四月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告します。

令和八年三月十三日

名古屋市東区代官町三五番一六号

加藤化学ホールディングス株式会社

代表取締役　加藤　貞男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前タワービル一四階

ゲッティイメージズジャパン株式会社

代表取締役　ナターシャ・ギャレース

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田神保町二丁目二番地三四千代田三信ビル八階　東芳紙業株式会社

代表取締役　境　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

神奈川県鎌倉市小袋谷一丁目一七三番三号

京急交通株式会社

代表取締役　沼田　英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

横浜市港南区上大岡西三丁目一一番一五号

京急横浜自動車株式会社

代表取締役　沼田　英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番二号

京急文庫タクシー株式会社

代表取締役　沼田　英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

神奈川県三浦郡葉山町長柄一番地

京急葉山交通株式会社

代表取締役　沼田　英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

神奈川県横須賀市久里浜二丁目一二番五号

京急中央交通株式会社

代表取締役　沼田　英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

横浜市中区新港二丁目二番一号

株式会社フジコウ

代表取締役　藤井　宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

静岡県浜松市中央区伊左地町三〇〇五番地の九

株式会社エム・アイ・テック

代表取締役　伊藤　誠之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月十三日

京都市左京区鞍馬貴船町四〇番地

株式会社貴船ふじや

代表取締役　藤谷　宏徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十三日

北九州市小倉北区魚町四丁目二番九号

昭和土地建物株式会社

代表取締役　今井　久喜

新株予約権取得に関する公告

会社法第二百七十三条第二項及び第三項、並びに会社法第二百七十四条第三項及び第四項の規定に基づき、左記のとおり新株予約権を取得することといたしましたので公告します。

第一回新株予約権四個、第二回新株予約権五個、第三回新株予約権六個、第四回新株予約権百五個（当社の従業員の地位の喪失により、行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権全部）

取得理由：新株予約権要項第五（七）①及び（八）②（取得条項）に該当したため

取得の対価：無償

取得日：令和八年三月三十日

令和八年三月十三日

京都市南区東九条下殿田町一三

九条ＣＩＤビル一〇二

株式会社Ｅサーモジェンテック

代表取締役　岡嶋　道生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千二百八十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　さざんか特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=55107593

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ALJ Residential Sasashima特定目的会社

取締役　中村　里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia6tmke59

令和八年三月十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＡＣＲＥＦ　ＯＳＬ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十八頁（号外第九十五号）

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪２特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億九千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十九頁（号外第九十五号）

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪３特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千七百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

正　誤

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）経済産業省告示第三十六号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件）

（原稿誤り）

八八六ページ改正後欄終りから一三行目は次のとおりの誤り。

(3)　水力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
一	出力が千キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	〇．九二〇	〇．六〇〇
二	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	令和七年三月三十一日以前		〇．四四八
		令和七年四月一日以降		〇．五六七
三	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降		〇．四四八

(4)・(5)　（略）

同ページ改正前欄終りから七行目は次のとおりの誤り。

(3)　水力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等		乗じるべき率	除すべき率
一	出力が千キロワット未満のもの	（新設）		
		（新設）	〇．九二〇	〇．六〇〇
		（新設）		（新設）
二	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	（新設）		
		（新設）		（新設）
		（新設）	〇．九二〇	〇．四四八

(4)・(5)　（略）